

赤ちゃんが生まれたら

まずは
こちらを
チェック!!

出産後に必要な届出と手続き

出産後の手続きの流れ

① 出生届の提出

出生の日を含めて14日以内に手続き

② 国民健康保険の加入・ 出産育児一時金の申請

国民健康保険の加入は
出生の日を含めて14日以内に手続き

③ 乳幼児等医療費助成の 手続き

P38

出生の日を含めて14日以内に手続き

④ 児童手当の申請

出生月の末日まで、
または出生日の翌日から
15日以内に手続き

同時に手続きできるものは
まとめて行いましょう



赤ちゃんが生まれたら

① 出生届の提出

問 市民課

☎0848-67-6175 FAX 0848-67-6062

赤ちゃんが生まれて、医師に出生証明書を書いてもらったら「出生届」を記入し届出をします。

いつまで 出生の日を含めて 14日以内

どこで 子どもの本籍地、出生地、届出人（父母）の所在地のいずれかの市町村役場。

〔三原市の場合は以下のいずれか〕

- 市民課（本庁舎1階）
- 各支所（本郷・久井・大和）

✓ 必要な物

- ☒ 出生届書1通
（右側の欄に医師等の証明書があるもの）
- ☒ 母子健康手帳

【マイナンバーカードの申請について】

問 市民課

☎0848-67-6047 FAX 0848-67-6062

本人確認書類として利用でき、また様々な行政手続きや登録を行えば、医療機関でもお使いいただけます。

どこで ●市民課（本庁舎1階）
●各支所（本郷・久井・大和）

✓ 必要な物

（本人確認書類として次のうちいずれか2点）

- ☒ 乳幼児等医療受給者証、母子健康手帳、診察券
（氏名及び生年月日が刻印されたもの）

※希望される方は、出生届と同時に赤ちゃんのマイナンバーカードの申請ができます。この場合、上記の本人確認書類は必要ありません。

※1歳未満の方は、マイナンバーカードに顔写真がありません。

（以下は広告スペースです）

信頼される 品質づくり

株式 栄雄組
会社

産業機械／リサイクルプラント 橋梁工事

鉄骨工事 船舶工事 配管工事

本社：三原市糸崎7丁目1-32

事業所：三原市木原1丁目3-8

TEL 0848-68-0111



② 国民健康保険の加入

問 保険医療課 ☎0848-67-6050

いつまで 出生の日を含めて **14日以内**

どこで ●市民課(本庁舎1階)
●各支所(本郷・久井・大和)

☑ 必要な物

☑ 世帯主のマイナンバーが確認できるもの

☑ 届出者の本人確認ができるもの

※国民健康保険以外の方は、加入している保険者に届出をしてください。

② 出産育児一時金の申請

問 保険医療課 ☎0848-67-6050

国民健康保険被保険者が出産したとき、申請により出産育児一時金が支給されます。国民健康保険以外の方は加入している保険者に請求してください。

支給額 出生児1人につき50万円
(産科医療補償制度加算対象出産でない場合は48.8万円)

いつまで 出産の翌日から **2年以内**

どこで

【直接支払制度を利用する場合】

出産した分娩機関

出産育児一時金の支給額を超えた金額のみを医療機関などへ支払うこととなります。

※費用が支給額未満であった場合、差額を保険医療課へ請求してください。

【直接支払制度を利用しない場合】

保険医療課

出産にかかった費用を分娩機関にいったんご自身でお支払いいただき、出産後に申請することで受け取ることができます。

Check!

いつでも、どこでも、行政手続きを行える!

マイナンバーカードを利用した 電子申請サービス

利用したいカテゴリ・キーワードを検索して各種電子申請ができます。

こんな申請が可能です

- 妊娠の届出
- 児童手当の認定請求 など



③ 乳幼児等医療費助成

問 子育て支援課 ☎0848-67-6045

18歳到達後、最初の3月31日までの子どもを対象に、医療機関ごとに1日500円(入院は月14日以内、通院は月4日以内、それ以降は無料)を超える保険診療分の医療費を助成しています。

新規申請 出生時・転入時など(14日以内)

☑ 必要な物

☑ お子さんの健康保険情報を確認できるもの

更新手続き

原則不要です。該当の方には、有効期限終了月(子どもの誕生月、小学校入学時)の月末に、新しい受給者証をお送りします。

※手続きが必要な方には、個別に案内をお送りしますので、必要な手続きをしてください。

償還払

県外の医療機関で受診したときなど乳幼児等医療費助成を受けずに支払った、助成対象になる医療費は、申請により払い戻しを受けることができます。(保険診療外の費用および自己負担金は払い戻しできません)

子育て支援課・各支所地域振興課の窓口で手続きしてください。

☑ 必要な物

- ☑ 保険診療医療費の領収書
- ☑ 乳幼児等医療費受給者証
- ☑ 保護者の預金通帳等

【備考】

- マイナ保険証等を提示せず受診した場合や、高額療養費の対象となる場合、健康保険の適用となる治療用装具を購入した場合は、事前に加入している健康保険での手続きが必要です。
- 受診した日から同月内であれば医療機関窓口で払い戻しが可能な場合があります。(詳しくは医療機関へお問い合わせください。)

赤ちゃんが生まれたら

4 児童手当

問 子育て支援課 ☎0848-67-6045

0歳から高校生年代(18歳到達後、最初の3月31日)までの児童を養育している人を対象に、国の制度に基づき手当を支給します。

いつまで 出生月の末日まで、または
出生日の翌日から15日以内

✓ 必要な物

- ☒ 請求者名義の預貯金通帳
 - ☒ 請求者の健康保険情報を確認できるもの
(3歳未満の児童を養育している人)
 - ☒ 請求者のマイナンバーカード等
 - ☒ 配偶者のマイナンバーカード等
- ※その他書類が必要な場合があります。

新規申請 出生時・転入時・主たる養育者の変更時など
※公務員の人は勤務先で申請を行います。

現況届 6月(手続きが必要な方へ書類を郵送します。)

支給時期 年6回(偶数月にそれぞれ前月分までを口座振込)

手当額※

区分		支給月額
3歳未満	第1、2子	15,000円
	第3子以降	30,000円
3歳～高校生年代	第1、2子	10,000円
	第3子以降	30,000円

低体重児の届出

問 こども安心課(こども家庭センターすくすく) ☎0848-67-6061

本郷保健福祉センター ☎0848-86-3609
久井保健福祉センター ☎0847-32-8551
大和保健福祉センター ☎0847-34-0960

お子さんの出生時の体重が2,500g未満の場合、母子保健法により届出が必要です。該当する場合は、出生後のなるべく早い時期に届出をしてください。

✓ 必要な物

- ☒ マイナンバーカード(マイナンバー通知カードの場合は、別途本人確認ができるもの)

※出生時の体重が2,000g以下、または対象となる症状のある赤ちゃんが、指定された医療機関で入院治療を受けた場合、未熟児養育医療費の助成対象となります。詳しくはP39をご覧ください。

訪問・相談

赤ちゃん訪問

問 こども安心課(こども家庭センターすくすく) ☎0848-67-6061

本郷保健福祉センター ☎0848-86-3609
久井保健福祉センター ☎0847-32-8551
大和保健福祉センター ☎0847-34-0960

保健師・助産師・看護師が訪問し、産後の体調管理に関する相談、赤ちゃんの体重計測、育児相談を行います。また母子保健推進員の訪問では、子育て情報の紹介を行っています。早めの訪問を希望されるときは、ご連絡ください。

☆★ 児童館「ラフラフ」フォトギャラリー 🎵

児童館「ラフラフ」は、笑顔あつまる、自由で気軽な居場所。
子どもや保護者、地域の方など、幅広い世代が集う場所です。

※詳しくはP10～11をご覧ください



お正月のおもちつき



季節行事「節分あそび」



赤ちゃんの体の変化、心の変化

0か月

体の変化

おなかの外の世界に慣れていきます。手足を丸め、まんまるに抱っこをすると落ち着きよく眠ります。

心の変化

お腹が減った・便が出た・眠れないなど泣いて訴えます。聞き慣れた声、におい、感触などで気持ちが安定します。



3か月

体の変化

首がしっかりしてきます。うつ伏せの時間もたっぶり作っていきましょう。

心の変化

感情表現が大胆に！あやすとよく笑い可愛らしさ全開。反面、気に入らないことがあると大泣き。泣き方も激しくなります。



5か月

体の変化

少しずつ寝返りができるようになります。仰向けで足を持って遊ぶ姿も見られます。

心の変化

大人の姿が見えないと不安に。ママやパパに遊んで欲しくて声を発します。見えた・聞こえたものに手を伸ばしてしっかりつかめるようになります。



7か月

体の変化

うつ伏せから仰向けの寝返りもできてきます。座らせると手をも前について座り、お座りが安定してきます。

心の変化

身近な人とそうでない人がわかるようになり、人見知りが出てきます。欲しい物があると、声を出し手を出し訴えます。



赤ちゃんが生まれたら



児童館「ラフラフ」フォトギャラリー



みはらこどもまんなかかいぎ



コープファミリーコンサート



ファミリー・サポート・センター
お楽しみ会 in 中央図書館

検査・健診

問 こども安心課(こども家庭センターすくすく) ☎0848-67-6061 本郷保健福祉センター ☎0848-86-3609
久井保健福祉センター ☎0847-32-8551 大和保健福祉センター ☎0847-34-0960

新生児聴覚検査

睡眠中の赤ちゃんに音を聞かせ、脳が反応して発する脳波を検出して行う検査です。新生児聴覚検査受検票を使用して、県内の委託医療機関で受けられます。(ABR検査が対象です。かかりつけ産婦人科にご相談ください。) 母子健康手帳別冊(受検票)が必要です。県外で新生児聴覚検査を受ける場合は、全額自己負担で支払った後、各保健福祉センターの窓口で手続きすると一部補助されます。

1か月児・10か月児健康診査

乳児一般健康診査受診票を持参すると、県内の委託医療機関で無料で受けられます。

料金等

母子健康手帳別冊の乳児一般健康診査受診票(水色)・問診票(白色の複写)を持って、県内の医療機関(小児科)で受診した場合は無料です。

※乳児一般健康診査受診票を使用しない場合は、有料となります。県外等受診券を使用できない医療機関で健康診査を受ける場合は、全額自己負担で支払った後、各保健福祉センターの窓口で手続きをすると一部補助されます。料金は医療機関にお問い合わせください。

必要物

- ☒ 母子健康手帳
- ☒ マイナ保険証又は資格確認書(検診の結果、治療が必要な場合)
- ☒ 母子健康手帳別冊の乳児一般健康診査受診票(水色)
- ☒ 問診票(白色の複写)

4か月児健康診査

4か月児の発育発達について診査します。対象者には、事前に個別でお知らせします。6か月まで(ただし、修正月齢等で受診する場合は、9か月まで)受けることができます。

必要物

- ☒ 母子健康手帳 ☒ バスタオル
- ☒ ミルク ☒ おむつ

会場・時間

原則、住所地の会場で受診してください。

区分	会場	受付時間
三原全域	総合保健福祉センター (サン・シープラザ)	13:00~14:00

※住所地以外の会場で健康診査を希望される人は、あらかじめ住所地の保健福祉センターへ連絡してください。

☆★ こどもおしごとチャレンジ フォトギャラリー

主に小学生を対象に、さまざまな仕事を体験する講座を開催しています!

令和7年度の講座のようす

※詳しくはP8~9をご覧ください



漁業(たこつぼ漁)



レーザークラフト作家

1歳6か月児健康診査

1歳6か月児の発育発達について診査します。対象者には、事前に個人通知でお知らせします。1歳11か月まで受けることができます。

☒ 必要な物

☒ 母子健康手帳

会場・時間

原則、住所地の会場で受診してください。

区分	会場	受付時間
三原全域	総合保健福祉センター (サン・シープラザ)	13:00～14:00

※住所地以外の会場で健康診査を希望される人は、あらかじめ住所地の保健福祉センターへ連絡してください。

3歳児健康診査

3歳児の発育発達についての診査と尿検査・視力や耳の検査を行います。対象者には事前に個人通知でお知らせします。3歳11か月まで受けることができます。

☒ 必要な物

☒ 母子健康手帳

☒ 尿容器(あらかじめ尿をとっておいてください。)

会場・時間

区分	会場	受付時間
三原・久井・大和地区	総合保健福祉センター (サン・シープラザ)	13:00～14:00
本郷地区	本郷保健福祉センター	13:00～14:00

※住所地以外の会場で健康診査を希望される人は、あらかじめ住所地の保健福祉センターへ連絡してください。

5歳児健康診査

問 こども安心課(こども家庭センターすくすく)

☎0848-67-6359

育児や保育を充実させ、お子さんと保護者が安心して就学を迎えるために、5歳を迎えられるお子さんを対象として、生活面・行動面・発達面を確認する5歳児健康診査を市内の各園で実施しています。(所属園での実施がないお子さんには、サン・シープラザで集団実施します。)

対象者 年中児(年度内に5歳に達する児童)

内容 お子さんの生活面・行動面・発達面の確認(必要に応じて別途医師の診察)

方法 保護者・園による質問票の記入及び課題の実施

赤ちゃんが生まれたら

☆★ こどもおしごとチャレンジ フォトギャラリー



薬剤師



警察官



ぶどう農家

予防接種

予防接種実施医療機関で受けるもの

定期予防接種の種類		接種時期(対象年齢)	望ましい接種年齢
BCG		生後12か月未満	生後5～8か月未満
B型肝炎		生後12か月未満	生後2～9か月未満 (★27日以上の間隔で2回。 1回目から139日以上あけて1回)
小児用肺炎球菌		生後2か月～60か月未満	初回 生後2～7か月未満に開始 (★27日以上の間隔で3回。生後12か月未満までに完了) 追加 初回終了後60日以上あけて生後12～15か月の間
●ジフテリア ●百日咳 ●破傷風 ●ポリオ ●ヒブ(Hib) (五種・二種混合)	1期	●ジフテリア ●百日咳 ●破傷風 ●ポリオ ●ヒブ(Hib) (DPT-IPV-Hib五種混合)	生後2か月～90か月未満
	2期	●ジフテリア ●破傷風 (DT二種混合)	11歳～13歳未満
●麻しん ●風しん (MR混合)	1期	生後12か月～24か月未満	注)麻しんまたは風しんにかかった場合も、混合ワクチンを接種することができます。
	2期	小学校就学前1年間(年長児)	
水痘(水ぼうそう)		生後12か月～36か月未満	初回 生後12～15か月未満 追加 1回目終了後、6～12か月の間隔をあける
日本脳炎	1期	生後6か月～90か月未満	初回 3歳(★6～28日までの間隔で2回) 追加 4歳
	2期	9歳～13歳未満	9歳
子宮頸がん予防(女子のみ)		小学6年生～高校1年生	中学1年生 1回目の2か月後に2回目、6か月後に3回目 (1回目の接種が15歳未満の場合、1回目の6か月後に2回目。2回接種で終了。)
ロタウイルス ①・②どちらかのワクチンを接種		①ロタリックス (生後6週～24週) ②ロタテック (生後6週～32週)	接種間隔は27日以上の間隔で2回(ロタリックス)または3回(ロタテック)。 1回目は生後2か月～14週6日までに開始

赤ちゃんが生まれたら

予防接種は、体の調子がよいときに受けましょう。予防接種当日は、接種する予防接種の予診票と予防接種券へ必要事項を記入し、現在の住所が確認できるものと母子健康手帳を必ず持って行きましょう。

- 予防接種に必要な予防接種予診票や予防接種券は、生後2か月頃までに対象者に配付します。
- 実施医療機関で接種する場合、自己負担金は必要ありません。(対象年齢内での接種の場合)
- 予防接種を受けようとする場合は、事前に医療機関へ確認してください。
- 三原市以外でも、県内に予防接種のできる医療機関があります。詳しくはこども安心課または各保健福祉センターへお問い合わせください。
- 「予防接種と子どもの健康」をよく読んで、必要性を理解したうえで接種してください。
- 予防接種券は、原則再発行はできませんので、大切に保管してください。
- 予防接種券は、他人への譲渡が禁じられています。きょうだい間での誤使用に注意してください。また、三原市外へ転出された場合は使用することができません。
- 保護者の同伴が原則ですが、保護者が同伴できない場合は、保護者の委任状が必要です。委任状の様式はこども安心課・各保健福祉センター窓口または、市のホームページからダウンロードで入手できます。



赤ちゃんが生まれたら

☆★ こどもおしごとチャレンジ フォトギャラリー

主に小学生を対象に、さまざまな仕事を体験する講座を開催しています!

令和7年度の講座のようす

※詳しくはP8～9をご覧ください



アロマテラピスト



バルーンアーティスト